

概要書

平成26年度				事後評価	
事業名（箇所名）	広尾海上保安署	担当課	宮繕部宮繕計画課	事業主体	国土交通省 北海道開発局
		担当課長名	村上 幸司		
実施箇所	北海道広尾郡広尾町並木通東1丁目12-1				
該当基準	事業完了後2年が経過した事業				
事業諸元	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地: 999 m² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上2階 ・規模: 752 m² 				
事業期間	事業採択	平成 22 年度	完了	平成 23 年度	
総事業費（億円）	2.9				
目的・必要性	<p>広尾海上保安署は、昭和41年の庁舎建築後、経年による老朽化が進んでおり、狭あいについても著しく、業務に支障を来している。また、敷地は津波浸水区域内であり、平成15年の十勝沖地震には津波による浸水被害があるなど、立地条件の不良が生じていた。</p> <p>このような状況を解消するために、港への視界を確保しつつ津波の影響を受けない敷地に新たな庁舎を整備することが必要となった。</p>				
社会経済情勢等の変化	本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にはない。				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	当初の事業計画に沿った整備がなされ、また庁舎が適切に活用されていることから、事業採択の時点から特段の要因の変化はない。				
事業の効果の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、規模及び構造の観点から、業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる。 ・平成23年の東日本大震災の際には津波による浸水被害はなく業務継続性の確保されていることが確認できる。 ・木材利用促進、環境保全性、ユニバーサルデザイン及び耐用・保全性について、充実した取組がなされており、官庁宮繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 <p>以上より、想定していた事業の効果は十分に発現している。</p>				
事業実施による環境の変化	環境負荷低減への取組みやCASBEE評価の結果から特に問題はない。				
対応方針	今後の事後評価の必要性	事業の効果は十分に発現していることから、今後の事後評価の必要性はない。			
	改善措置の必要性	<p>事業の効果は十分に発現していることから、改善措置の必要性はない。</p> <p>なお、今後経年による劣化度合いや、エネルギー使用量などについて定期的な実態調査を行い、利便性や業務効率の低下等を招くことのないよう、保全指導や適切な改修等のフォローアップを実施していく。</p>			
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点で見直しの必要性はない。				
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容> 事業審議委員会において、「今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない」との判断は妥当とされた。</p>				

施設名： 広尾海上保安署

事業場所： 北海道広尾郡広尾町並木通東1丁目12-1

案内図

